

守口市都市農業振興基本計画

令和2年10月 守口市

目 次

第1章	守口市都市農業振興基本計画策定の基本的考え方.....	1
1	背景.....	1
2	国の都市農業振興基本計画.....	1
3	大阪府の都市農業振興基本計画.....	2
4	守口市の都市農業振興基本計画の概況.....	2
5	計画の位置付け.....	2
6	計画期間.....	2
第2章	守口市農業の現状と課題.....	3
1	守口市農業の現状.....	3
2	守口市農業の課題.....	3
	(1) 担い手・土地の確保.....	3
	(2) 農地・農業に対する地域住民の理解の増進.....	4
第3章	取り組む施策.....	5
1	担い手の確保.....	5
2	生産緑地制度の活用.....	5
3	防災協力農地の保全.....	5
4	伝統野菜の継承.....	6
5	地産地消・食育の推進.....	6
6	関係団体との連携.....	6

第1章 守口市都市農業振興基本計画策定の基本的考え方

1 背景

従来、国における都市政策においては、都市計画法の制定による区域区分制度¹の創設と関連する税制改正により、市街化区域内に取り込まれた農地については、宅地化すべきものとして位置付けられてきました。

しかし、近年、農業への関心を持つリタイア層の増加、良好な景観形成や災害時の避難場所等としての役割への期待、住宅需要の沈静化による農地転用の必要性の低下などの理由から、市街化区域内の農地は、維持すべきものとして捉えられるようになってきました。

このような流れを受け、国において平成27年4月に都市農業²の多様な機能の発揮を目的とした都市農業振興基本法³（以下「基本法」という。）が制定されました。この基本法に基づき、平成28年5月に国において都市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）が策定され、市街化区域内における農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」へと大きく転換されました。

2 国の都市農業振興基本計画

国は、都市農業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本計画を定め、都市農業の多様な機能の発揮を政策課題とし、主に以下6つの機能があげられました。

① 農産物を供給する機能

都市住民に地元産の新鮮な農産物を供給する機能

② 防災の機能

災害時における延焼の防止や地震時における避難場所、仮設住宅建設用地等の防災空間としての機能

③ 良好な景観の形成の機能

緑地空間や水辺空間を提供し、都市住民の生活に「やすらぎ」や「潤い」をもたらす機能

④ 国土・環境の保全の機能

都市の緑として、雨水の貯留・浸透、地下水の涵養^{かん}、生物多様性の保全等に資する機能

⑤ 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能

都市住民や学童の農業体験・学習の場及び生産者と都市住民の交流の場を提供する機能

⑥ 農業に対する理解の醸成の機能

身近に存在する都市農業を通じて、都市住民の農業や農業政策に対する理解を醸成する機能

3 大阪府の都市農業振興基本計画

大阪府では平成 29 年 8 月に「新たなおおさか農政アクションプラン」を策定し、基本法に基づく地方公共団体が定める都市農業の振興に関する計画を兼ねるものと位置付けています。

新たなおおさか農政アクションプランでは、将来像「府民とともに未来へつむぐ豊かな『農』」を実現していくため、府民生活で農業・農空間が将来にわたって果たしていく役割に着目し、【しごと】【くらし】【地域】の 3 つのテーマとして、目指す方向性等を設定しています。

《3 つのテーマ》

- ① 農業でかっこよく働こう！－「重要な産業」としての大阪農業の振興－
- ② 農でくらしを愉しもう！－農を身近に感じ愉しめる機会の充実－
- ③ 農空間をみんなで活かそう！－大阪農空間の多様な機能の発揮促進－

4 守口市の都市農業振興基本計画の概況

地方公共団体は、基本法第 10 条に基づいて国の基本計画を基本として当該地方公共団体における都市農業の振興に関する計画を定めるよう努めなければならないとされました。

本市は、全域が市街化区域であることから、市内で営まれる農業を都市農業と定義し、基本法の目的を踏まえたうえで、今般「守口市都市農業振興基本計画」を策定します。

5 計画の位置付け

本計画は、本市農業施策を推進するための基本となる計画であり、「第五次守口市総合基本計画」を上位計画とし、国、大阪府、農業団体等の計画や本市の「守口市立地適正化計画」、「守口市都市計画マスタープラン」、「花と緑の基本計画」その他の計画と整合を図りながら策定するものです。

6 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とし、土地利用の変化や国等の農業政策の変更を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章 守口市農業の現状と課題

1 守口市農業の現状

本市は大都市近郊に所在し、全城市街化区域のため水田等についても小規模で分散しています。作物については、自家用のほか、朝市等で販売するほうれん草・小松菜・しろ菜・大根等の一般野菜や、うめ・イチジク等の果実、そして米が主なものです。

本市の都市農業における現況としては、令和元年度の市内農家は188件、市内農地面積は14.88ヘクタールです。また、良好な都市環境を確保するため原則30年間の農地管理義務や開発行為等の制限が課せられる生産緑地地区⁴として指定することで、農地の保全を図っています。令和2年3月現在、56地区、9.77ヘクタールの農地が生産緑地地区として指定されており、これは、市内農地面積の約65パーセントに当たります。さらに、市内農地は農産物の生産や緑化等の環境保全に加え、平成20年7月から防災協力農地登録制度⁵の実施により、防災的役割も担っています。令和2年3月現在、33件の農家が3.89ヘクタールの農地を防災協力農地として登録しており、これは市内農地面積の約26パーセントに当たります。

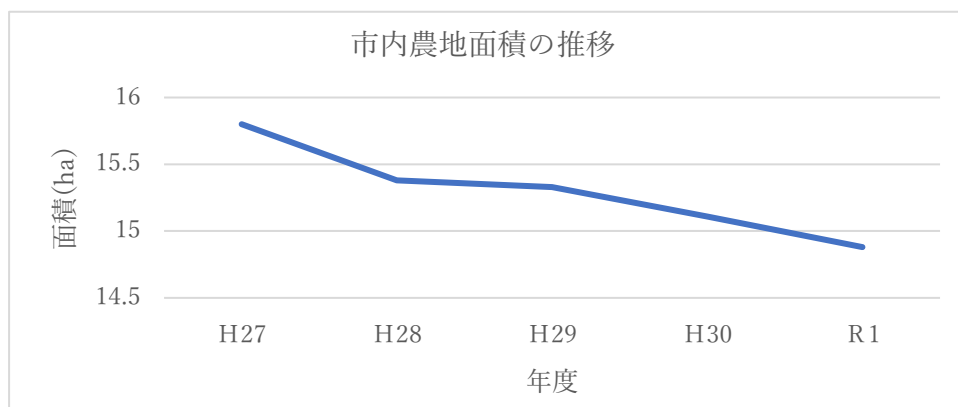
本市では農業に関するイベントも開催しており、市内農家が栽培した農産物を出品する「農産物品評会」や市民が栽培した守口大根の長さを競う「守口大根長さコンクール」等があります。また、北河内農業協同組合による農業まつりや夕市、朝市直売会等による朝市、農業委員会による農地パトロール、守口都市農業研究会による農業技術の研修会など、農業関係団体等も様々な取組を行っています。

2 守口市農業の課題

(1) 担い手・土地の確保

農業従事者の大部分が定年帰農者で高齢化が進行し、後継者も不足しており、将来的に農業の継続が困難となり農地の宅地等への転用の増加が見込まれます。

また、令和4年には生産緑地地区として指定された農地の大部分が、その指定から30年経過し、本市への買取申出が可能となりますが、本市が買い取らない場合であっても、行為制限の解除から転用が可能となるため、より一層の農地の減少が懸念されます。



(2) 農地・農業に対する地域住民の理解の増進

本市は都市化に伴い、農地と宅地が混在化しており、一般住宅のすぐ側で農作業が行われています。そのため、都市農業の推進を図るためには、都市農業に対する地域住民の理解の増進が必要不可欠です。

農地・農業の重要性について、地域住民の理解を得るためには、農業を身近なものと感じてもらい信頼を得ていくことが重要です。そのためには、都市農業が発揮する多様な機能を周知するとともに、地域住民が農業に関心を持ってもらうための取組が必要です。

第3章 取り組む施策

1 担い手の確保

本市では、後継者不足により農業の継続が困難となる農家の増加が想定され、今後の都市農業の担い手をどのように確保していくかが課題となります。このため、農業経営指導や農地のあっせん、資金活用の支援を受けられる大阪版認定農業者制度⁶の周知及びその活用の促進をはじめ、農地所有者が自ら農業経営を行うことが困難である場合であっても、農地貸借制度⁷の活用も視野に入れ、新たな担い手の確保を図ります。

2 生産緑地制度の活用

良好な都市環境の確保のために生産緑地地区の指定を受けた農地は、原則 30 年間の営農義務や開発行為等の制限が課されます。そのため、農地の保全には生産緑地地区の増加が効果的です。

従来、生産緑地地区の指定を受けるための要件として、一団で 500 m²以上の農地面積が必要でした。そのため、全国的な課題として要件を満たさない小規模農地が、農地所有者に営農の意思があっても保全対象とならなかったり、生産緑地地区として指定されていた農地が公共収用等で面積要件を下回ったりする問題が生じていました。そこで、国は平成 29 年 6 月に生産緑地法等の改正を行い、300 m²以上 500 m²未満の範囲内において条例で定める面積を生産緑地地区指定の要件とすることができるようになりました。本市においても、小規模でも身近な農地をきめ細やかに保全するため、当該基準を参酌し、令和元年 6 月 27 日に「守口市生産緑地地区に定めることができる農地等の区域の規模に関する条例」を制定し、面積要件を 300 m²以上としました。

これにより、生産緑地地区の対象となり得る農地の範囲が拡大されたため、これまでより多くの農地所有者が本制度を利用できることとなりました。本制度を利用する農地の営みとさらなる市内農地の保全を図るため、引き続き、生産緑地地区に係る税制優遇措置を含めた本制度の活用の周知に努めます。

3 防災協力農地の保全

防災協力農地は、災害時の市民等の安全確保及び災害復旧活動の円滑化を目的とし、避難空間等に活用する農地です。

市内農地の減少に伴い、防災協力農地の減少も懸念されることから、防災面からもこれらの農地を保全する必要があります。

本市では令和元年度に防災協力農地保全・整備事業補助金制度を創設しました。これにより防災協力農地内で農業用水井戸等の新設又は改良を行った場合、補助金が交付されます。安定的に農業用水を確保することで農地を保全することを目的とする本制度を活用し、災害時に防災機能を果たせる農地の保全に努めます。

4 伝統野菜の継承

本市には、「なにわの伝統野菜」の認証を受けた守口大根があります。守口大根は 16 世紀頃から栽培されており、太さは 2～3 cm と細く、長さは 1 m 以上にもなる世界一長い大根です。インパクトのある見た目を持ち、漬物等にして食され、愛されています。そのため、農業に馴染みのない人にも農業に興味を持ってもらうきっかけになることが期待されます。また、守口大根は本市のシンボルキャラクター「もり吉」のデザインにも使用されています。独特な栽培方法のため、大量生産は困難ですが、伝統の継承を目的とし、守口大根の生産を継続します。

このため、市民等に守口大根の栽培を呼びかけ、その長さを競う「守口大根長さコンクール」等のイベントを通じ、守口大根の周知をし、地域住民に守口の都市農業や農産物を知ってもらい、興味を持ってもらう資源として有効に活用し、都市農業に対する理解の増進を図ります。

5 地産地消・食育の推進

市内農産物の主な販路として、市内農家団体が開催している朝市があります。普段は地元の販売所で決まった曜日に販売していますが、年に数回、市役所で朝市を開催します。市役所を訪れた方に、市内で様々な農産物が栽培されていることをアピールできる場として活用してもらうため、市も当該事業に対して支援を行います。

また、学校給食への食材提供事業や農業体験事業等の支援も行い、本市の将来を担う子ども達に農の営みを通じた郷土を愛する教育や啓発に努め、市民の都市・守口への愛着の向上と食育の一環として地元の農業・農産物に対する理解の増進に取り組みます。

その他、大阪エコ農産物認証制度⁸の推進を図ります。大阪エコ農産物は、農薬や化学肥料の使用を通常の下分に抑えて栽培された農産物です。より安全・安心で環境にも配慮した農産物を消費者に届けるため、また、そのような農産物を栽培する農家を支援するため、本制度の推進を図ります。

6 関係団体との連携

市内農家、地域住民のニーズを正確に把握し、それに応える施策を実施するためには、市が単独で事業を行うだけでなく、関係団体の協力が必要です。北河内農業協同組合、農業委員会、守口都市農業研究会、大阪府中部農と緑の総合事務所等との連携を密にし、包括的な農業施策を実施できる体制を構築します。

1 区域区分制度

都市計画法に規定する都市計画区域において定める市街化区域と市街化調整区域の線引きを行う制度のこと。

2 都市農業

都市農業振興基本法において、市街地及びその周辺の地域において行われる農業と定義された。

3 都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的として平成 27 年 4 月に施行された法律。政府は、この法律に基づいて都市農業の持続的な振興を図るための施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として都市農業振興基本計画を平成 28 年 5 月に閣議決定している。都道府県及び市区町村は、地方計画の策定に努めなければならないとされている。

4 生産緑地地区

生産緑地法に基づいて市街化区域内で良好な生活環境の確保に相当の効用がある面積 500 m²以上（※）の農地等を生産緑地地区として都市計画に定め、農地所有者等に原則 30 年間の農地等としての管理義務と建築物の新築等の行為制限を課すことにより、都市における農地等の保全を図る区域。生産緑地に指定された市街化区域内農地は、上記の転用制限の強化を前提として、固定資産税の農地評価・農地課税と相続税の納税猶予等の税制特例が措置されている。

※ 市区町村が条例を定めれば、面積要件を 300 m²まで引き下げることが可能。

5 防災協力農地登録制度

災害発生時における避難空間、復旧用資機材置場、支援物資等集積場、応急仮設住宅建設用地等として活用できる農地をあらかじめ登録しておくことにより、災害時の市民等の安全確保及び災害復旧活動の円滑化を図る制度のこと。

6 大阪版認定農業者制度

国の農政では対象とならない小規模な農業者の育成・支援をすることで新鮮で安全安心な農畜産物を安定的に供給するための認定制度。認定を受けることで、普及指導員による農業経営指導や農地のあっせんや資金の活用の支援等を受けることができる。

7 農地貸借制度

都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づいて市街化区域内の農地のうち生産緑地の貸借を円滑化するため、賃貸借契約の農地法に基づく法定更新を適用しないことや相続税納税猶予制度の継続等の措置を講ずる貸借制度のこと。

8 大阪エコ農産物（認証制度）

農薬や化学肥料の使用を通常の半分以下に抑えて栽培された農産物のこと。認証を受けた農産物には認証マークが貼付され、栽培責任者及びその連絡先が確認できるため、安心して購入することが可能。